

南越前町告示第38号

南越前町マイホーム新築支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、人口流出の抑制及び人口の増加をさせるため、南越前町内に住宅を新築し、完成後、南越前町(以下「町」という。)に定住する意思を持った者に対し、当該者が要した建築費用の一部について、予算の範囲内で南越前町マイホーム新築支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することとし、その交付に関しては、南越前町補助金等交付規則(平成17年南越前町規則第38号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新築 居住できる居室、台所、便所及び浴室の設備を有する一戸建ての建物(店舗併用住宅の場合は、居住の用に供する部分の延べ面積が建物全体の延べ面積の2分の1以上あるもの)を新たに建設することをいう。
- (2) 定住 町の住民基本台帳に登録され、かつ、その生活基盤を専ら町内におき、自ら所有する住宅に町民として2年以上居住することをいう。
- (3) 移住者 第8条第1項における認定申請にかかる書類を提出した日から遡及して2年以内に町に転入した者であって、かつ、転入の日前2年において町内に住所を有していなかった者をいう。ただし、県外から県内の大学等に進学して町内に住所を有した学生が、県内の企業に就職した場合には、卒業後2年以内の者とする。
- (4) 多世帯近居 直系親族の世帯が、同一小学校区内又は直線で3km以内に別に居住することをいう。ただし、直系卑属の単独世帯を含む場

合は、単独世帯を除き複数の世帯である場合に限る。

(5) 町内建築業者 町に営業所若しくは事務所を有する建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく許可を受けている事業者又は町内に住所を有する個人事業主であって町長が認めた者

(6) 外構工事 電気工事及び水道工事を除く建物本体以外の外まわりの工事

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、町内に新築する者で、次に掲げる第1号から第6号のすべて又は第7号に該当する者とする。

(1) 定住者又は移住者であること。

(2) 新築住宅の持ち分の2分の1以上の所有権を有すること。

(3) 新築住宅が建築基準法(昭和25年法律第201号)その他関係法令の基準を満たしていること。

(4) 10年以上居住する見込みがある者

(5) 令和7年7月1日以降に新築住宅にかかる工事請負契約を締結する者

(6) 補助の対象となる住宅の世帯構成員全員が市区町村税を滞納していないことを証明できる者

(7) その他町長が特に必要と認める者

(補助対象の例外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象としない。

(1) 町の同様の補助制度の交付決定を受けた者

(2) 町が販売する新築にかかる分譲地の購入者であって、かつ、令和7年6月30日以前に当該分譲地の土地売買契約を締結した者

(3) 南越前町暴力団排除条例(平成23年南越前町条例第20号)第2条第1号から第3号までのいずれかに該当する者

(4) 前号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付を不適當と認めた者

(補助対象事業)

第5条 補助金の対象となる事業は、町内において行われる補助対象者が発

注する工事とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条の補助対象事業に要する費用とする。ただし、外構工事に要する費用は対象としない。

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に10分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。以下「基本額」という。)とし、300万円を上限とする。

2 補助対象者が次の表に掲げる者に該当するときは、同表に掲げる加算額を、前項の基本額に加算した額(以下「加算後の額」という。)を交付する。

要件	加算額
町外からの移住者	補助の対象となる住宅の世帯構成人員1人当たり40万円
町内建築業者により新築する者	50万円
新築する多世帯近居者	50万円

3 加算後の額の上限は、500万円とする。

(認定申請)

第8条 補助金を受けようとする者は、南越前町マイホーム新築支援事業補助金認定申請書(様式第1号。以下「認定申請書」という。)に別表第1に掲げる関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の認定申請書のほか、必要な書類を提出させ、又はその一部を省略させることができる。

(補助対象の認定)

第9条 町長は、前条の規定による認定申請書を受理した場合はその内容を審査し、補助対象に適合していると認めたときは、南越前町マイホーム新築支援事業補助金認定通知書(様式第2号。以下「認定通知書」という。)により当該申請者に通知するものとする。

(認定申請の変更)

第10条 前条に規定する認定通知を受けた者で、補助事業の内容を変更しようとする者は、南越前町マイホーム新築支援事業補助金変更認定申請書(様式第3号)を町長に提出し、その認定又は指示を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理し、その内容を認定したときは、南越前町マイホーム新築支援事業補助金変更認定通知書(様式第4号。以下「変更認定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定による認定をする場合において、当初の認定内容及びこれに付した条件等を変更することができる。

(申請書の審査)

第11条 第9条又は第10条の規定による認定通知書又は変更認定通知書を受けた補助対象者は、新築完了後、南越前町マイホーム新築支援事業補助金交付申請書兼完了実績報告書(様式第5号。以下「交付申請書兼完了実績報告書」という。)に別表第2に掲げる関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、交付申請書兼完了実績報告書のほか、必要な書類を提出させ、又はその一部を省略させることができる。

3 町長は、交付申請書兼完了実績報告書を受理したときは、申請書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適正であると認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定(以下「交付決定」という。)を行い、南越前町マイホーム新築支援事業補助金交付決定通知書兼額の確定通知書(様式第6号。以下「確定通知書」という。)により通知するものとする。

4 補助金の交付は、一の住宅につき1回とする。

(補助金の請求及び支払)

第12条 前条の規定による確定通知書を受けた補助対象者は、速やかに南越前町マイホーム新築支援事業補助金交付請求書(様式第7号。以下「請求書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助対象者に対して支払うものとする。

(調査等)

第13条 町長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、新築工

事についての調査等を行うことができる。

(交付の取消し)

第14条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第11条第3項の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他の不正行為により補助金の交付決定又は交付を受けたとき

(2) 補助金の交付を受けた日から起算して10年以内に町から転出し、若しくは町内に転居したとき、又は補助金により新築した住宅を譲渡し、若しくは貸し付けたとき

(3) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき

(補助金の返還)

第15条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めて既に交付した金額の全部又は一部を返還させるものとする。

(書類の保管)

第16条 補助対象者は、補助事業に係る書類等を補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して10年間保管しなければならない。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年7月1日から施行する。

別表第1(第8条関係)

- | |
|---|
| <p>(1) 新築に係る見積書の写し</p> <p>(2) 平面図等</p> <p>(3) 工事前の写真</p> <p>(4) 住民票(前住所記載のもので、同居予定者を含む)※多世帯近居者の場合は、既存住宅の居住者を含む。</p> <p>(5) 補助金額(概算)算出表(様式第1号の1)</p> |
|---|

- (6) 誓約書(様式第1号の2)
- (7) その他の補助事業の申告(様式第1号の3)
- (8) 同居予定者全員の市区町村税の滞納がないことが分かる証明書(納税証明書、完納証明書等)
- (9) 現在事項全部証明書又は開業届の控えの写し(町内建築業者が新築する場合のみ)
- (10) 多世帯近居確認表(様式第1号の4)及び戸籍謄本等の近居者との関係性を示す書類(多世帯近居者のみ)
- (11) その他町長が必要と認めるもの

別表第2(第11条関係)

- (1) 補助金額算出表(様式第5号の1)
- (2) 契約書又は請書の写し
- (3) 工事完了後の写真
- (4) 付近見取り図(配置図等)
- (5) 工事完了後の図面(平面図、立面図、断面図等)
- (6) 領収書の写し
- (7) 住宅登記簿謄本の写し
- (8) 異動後の住民票(同居者を含む)
- (9) 検査済証の写し
- (10) その他町長が必要と認めるもの